

変更点の概要

【ASIAGAP 農場用管理点と適合基準 Ver.2.1】

<主な変更点>

管理点 2.3 内部監査の実施

- ・自己点検を内部監査に改めた。

管理点 5.3 商品仕様の明確化

- ・生産に使用するインプットを意図した用途に適した品質のインプットに改めた。

管理点 5.5.1 (穀物) 農産物特有の食品安全危害要因の抽出

- ・麦専用項目の管理点 5.5.2 を穀物の基本項目に移動し、他の穀物で一般的にリスクが高い食品危害要因を新規に追加した。

管理点 7.2.2 仕入先・サービス提供者の評価・選定・モニタリング

- ・仕入先・サービス提供者の評価・選定を仕入先・サービス提供者の評価・選定・モニタリングに改めた。

管理点 7.2.3 仕入品及び提供されるサービスの仕様

- ・仕入品及び提供されたサービスについての仕様書を新たに要求した。

管理点 7.2.4 仕入先・サービス提供者との取引

- ・仕入先・サービス提供者との取引では、管理点 7.2.3 の仕様であるか確認し、必要に応じて分析することを追加した。

管理点 8.1 インプット/商品の検査

- ・商品の検査をインプット/商品の検査に改め、食品の安全性に影響を与えるインプットの分析を確実にするシステムを新たに要求した。

管理点 8.3 商品の取扱い

- ・不適合品の取扱いを商品の取扱いに改め、商品の衛生的な取扱いを明示した。



管理点 9.1.3 商品回収テスト

- ・レベルを努力から重要に改めた。

管理点 10.1.1 (穀物) 商品への表示

- ・生産者名、生産者住所、農場所在地を追加した。

管理点 13.1 作業員及び入場者の健康状態の把握と対策

- ・作業員及び入場者の健康状態について、作業員の自主的な報告ではなく、責任者によるスクリーニング（ふるい分け）に改めた。

管理点 13.2 作業員及び入場者のルール

- ・収穫や農産物取扱場所における身の回り品の持ち込み禁止を明示した。

管理点 16.1.1 生産工程で使用する水の安全性

- ・屋内の生産設備における水供給システムの設置を明示した。

管理点 16.2 水源等の保護

- ・レベルを努力から重要に改めた。

管理点 17.4 (青果物) 青果物の保管、(穀物) 穀物の保管、(茶) 荒茶及び包装資材の取扱いと保管

- ・生物学的、化学的、物理的汚染リスクの低減とその手順、評価の記録の要求を明示した。

管理点 17.5 圃場及び倉庫における汚染と交差汚染の防止

- ・圃場及び倉庫における交差汚染の防止を圃場及び倉庫における汚染と交差汚染の防止に改め、汚染についてもリスク評価を求めた。

管理点 17.6 農産物取扱い施設における汚染と交差汚染及び異物混入の防止

- ・農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止を農産物取扱い施設における汚染と交差汚染及び異物混入の防止に改め、汚染についてもリスク評価を求めた。

管理点 17.8 施設の設置・設計・建設

- ・施設の立地を施設の設置・設計・建設に改め、適正衛生規範を考慮することを追加した。

管理点 17.9 アレルゲン管理



- ・アレルギー管理計画に手順を追加した。

管理点 18.2 検査機器・測定機器・選別装置及びその標準の管理

- ・校正については、広く認められている基準や方法によってトレース（追跡検証）可能であることを明示した。

管理点 18.3 収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理

- ・生物学的、化学的、物理的汚染リスクの低減とその手順を定めることを要求した。

管理点 18.4 掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理

- ・汚染低減の手順を定めることを要求した。

管理点 18.7 農産物接触面の安全性

- ・接触面の構造について、殺菌しやすいことを追加した。

【総合規則 2017 改定第 1 版】

<主な変更点>

3. 用語の定義と説明

(5) ASIAGAP 基準文書

- ・「ガイドライン」を本来意図する文書を示す「ASIAGAP 基準文書に関する通知」に改めた。

(32) 判定

- ・テクニカルレビューアーの位置づけを明確化した。

7.1 ASIAGAP の審査・認証

(3) 審査工数

- ・標準審査時間を審査工数に改め、標準審査工数を 1 日と明記した。

7.2 ASIAGAP 認証が求める基準への適合性

- ・すべての管理点を毎年審査することを明記した。

7.3 審査のタイミングと条件

- ・「原則」という表現を削除した。



8.4 審査結果のレビュー、判定及び認証書の発行

- ・審査から判定を行う期限を明示した。

8.10 非通知審査

- ・無通知審査を非通知審査に表現を改め、非通知審査の受審を農場の選択制とした。

9.3 認証の一時停止・取消し

- ・認証の取消しについて、是正の猶予をもたせたものと即時取消しのものを明確に分けた。

10. ASIAGAP の認証に関する表示

- ・ASIAGAP ロゴマークは商品が特定の食品安全基準を満たすことを示すようなかたちで使われてはならないことを明記した。農産物使用マークについては、総合規則で規定しないこととした。ASIAGAP 認証プログラムロゴについて、新たに規定した。

11.1.3 審査員の登録要件

- ・審査範囲の拡大をする場合の注記を追加した。

11.1.4 審査員補の登録要件

- ・ASIAGAP 指導員基礎研修合格を ASIAGAP 農場用管理点と適合基準 解釈研修 合格に改めた。ASIAGAP 内部監査員研修合格を審査員の登録要件から移動し、ASIAGAP 団体内用管理点と適合基準 解釈研修 合格に改めた。

16.4 インテグリティプログラム

- ・審査・認証機関に対する意見集約・調査について「ASIAGAP 運用に関するインテグリティプログラム実施手順」に基づき実施することを明示した。

付属書 1：審査員経歴基準

- ・学歴・教育歴の要求の表現を修正した。

付属書 2：審査工数算出基準

- ・審査工数を算出するための参考となる基準を追加した。

付属書 3：ASIAGAP 認証書（ひな形）

- ・認証書のひな形を追加した。

以上